



米沢市報道資料

米沢市消費者教育推進計画（案）の パブリック・コメントの実施について

令和7年12月23日
生活安全課生活担当
電話 22-5111（内線 3002）

消費者を取り巻く経済・社会環境の変化等により生じた新たな課題に対応するため、これまでの消費者施策の取組や成果及び国・県の消費者施策の動向を踏まえ、本市の消費者行政の施策の展開方向を示す消費者教育推進計画を策定します。

計画を策定するにあたり、市民の皆様等から広く意見をいただきため、下記のとおりパブリック・コメントを実施します。

記

1 施策の案等の名称

米沢市消費者教育推進計画（案）

2 意見の募集期間及び閲覧期間

令和8年1月5日（月）～令和8年1月26日（月）

3 計画案の閲覧場所

- (1) 市ホームページ
- (2) 市役所 1階 生活安全課（13番窓口）、市民ホール
- (3) 各コミュニティセンター、市立米沢図書館（ナセB A）

4 意見を提出できる方

- (1) 市民の方
- (2) 市内の事務所等に勤務または市内の学校に在学している方
- (3) 本計画、施策に利害関係を有する方

5 意見の提出方法

- (1) 生活安全課への直接提出
- (2) 郵送
- (3) FAX
- (4) 電子メール

(5) 電子申請

6 意見の提出に必要な事項

住所、氏名、電話番号、その他（市民の方でない場合は、本市との関係等を明記）

7 意見の提出先

〒992-8501 米沢市金池五丁目2番25号

米沢市 市民環境部 生活安全課 生活担当

FAX 0238-22-5516

電子メール seian-ka@city.yonezawa.yamagata.jp

8 意見等の公表

募集期間終了後、提出された意見を取りまとめ、「提出された意見」と「意見に対する市の方針」を本市ホームページに掲載し、公表します。

9 送付資料

米沢市消費者教育推進計画（案）概要版

計画策定の背景と目的

- 少子高齢化、高度情報化、グローバル化の進展等
- 消費生活と経済社会とのかかわりが多様化・複雑化
 - 子どもから高齢者まで誰もが消費者トラブルに巻き込まれる恐れあり
- 江戸時代の上杉鷹山公は財政危機を再建し、無駄を減らした
 - 自然環境を大切にする取り組みで地域を豊かにした
 - こうした実践は現代の「持続可能な社会づくり」の先駆けと評価される
- 市民が豊かな生活と持続可能な社会を築くため、消費者教育を推進する
 - 知恵を学び、考え、正しく行動できる力を身につけてもらうことを目指す
- 消費者教育に関わる多様な主体の役割を明確化し、連携強化
 - 自立した消費者の育成を進め、誰もが安心して暮らし続けられる社会の実現を目指す

計画の位置づけ

- 消費者教育の推進に関する法律第10条第2項の規定に基づき策定
 - 本市における消費者教育の推進を総合的かつ一体的に進めることが目的
 - 国の基本方針及び山形県消費者基本計画を踏まえて策定
 - 上位計画である「米沢市まちづくり総合計画」及び関連計画との整合を図る

本市の現状と課題

＜国・県の動向＞

- 平成24年12月「消費者教育の推進に関する法律」施行
 - 「消費生活市民社会」が定義
 - 「消費者教育推進計画」策定は地方自治体の努力義務
- 消費者教育の推進に関する基本的な方針策定
 - 平成25年6月閣議決定（平成30年、令和5年に変更）
 - 消費者教育の担い手（国、地方、消費者団体、事業者等、消費者自身）の指針
- 第4次山形県消費者基本計画策定（令和4年度～令和8年度）

＜本市の現状＞

- 消費生活相談の状況
 - 令和6年度の相談受付件数は430件（対前年54件減）
 - 過去5年間における相談受付件数は減少傾向
 - 65歳以上の高齢者の相談件数は139件で、全体の約3割を占める
- 出前講座の状況
 - 令和6年度の出前講座の受講者数は335人（対前年189人増）

＜これまでの取組＞

- 地域の消費者教育を考えるワークショップを開催し、あり方を検討
- 「学校」「高齢者」「地域」の3つを柱として展開
 - 教員を対象とした研修会の実施（学校）
 - 消費者教育教材の提供、授業実践事例の収集及び提供（学校）
 - 見守りの担い手として「消費者見守りサポーター」を養成（高齢者）
 - 見守りの輪を拡大するため、「消費者見守りメイト」を育成（高齢者）
 - 消費者教育教材の作成（地域）
 - 市民向けイベントの開催（地域）

＜課題＞

○「学校」における主な課題

- 教員の負担軽減を実現する現場支援体制の強化、教材情報の適時・適切な共有、科目・校種を超えた情報交換と他校の実践事例の共有機会の確保、地域性を取り入れたエシカルな学びと消費者教育の理解促進、研修による意識付けを通じた教員全体の資質向上
- 教科横断的なカリキュラム・マネジメントと校種間連携が不十分、共通の指標がなく、学び・取り組みが分断、幼児教育においては独自の取り組みに任せられている、多数の「〇〇教育」が求められる中での実践が困難、幅広い内容の消費者教育の取扱いに苦労、SDGsや金融経済教育との関連付けが求められる一方で教員不足も顕在化
- 学校に通えない子や海外から来た子と保護者の支援

○「高齢者」における主な課題

- 危機意識の薄さと自分事化の不足、情報共有を避け周囲との関係性が希薄、情報共有手段の欠如、被害防止のための知識アップデート
- 迅速な情報入手を可能にする手段の確保、相談現場の事例や疑問の共有を通じて実践的な対策の検討、組織間の情報共有を促進して意見を反映させやすい環境整備、ケースワーカー等が消費者問題を深く理解する機会の確保
- メイトとサポーターの適正なマッチングを可能とする仕組み整備、民間企業や教育機関との連携強化、ケアマネージャーや民生委員の業務負担への配慮、サポーターとメイトの評価基準と年間計画の確立、若年層へのアプローチ不足の是正、地域の場・コミュニティを活用した取り組みの創出

○「地域」における主な課題

- 特殊詐欺やSNS等新たな手口に対応するため、知識のアップデート、特に親世代を対象にエシカル消費などの意識向上
- 庁内および地域内の消費者団体間での情報共有が不十分、連携体制を構築するための核となる人材やプラットフォーム欠如
- 地域間で取組の充実度に格差、消費者団体の役割が期待される一方でその活動負担が大きい
- 外国人への支援が不十分

パブリック・コメント

課題の整理

○本市の現状

- 目標の明確化
- 情報共有の仕組み整備
- 市民・担い手の意識喚起

○解決方針

- 担い手の連携強化を核に置く
- 明確な指標を設定
- 情報を共有する仕組みを構築

施策の体系

基本理念

つながりからつくる消費者教育

施策の柱1

「学校」における消費者教育の充実

施策1-1 学習支援の強化

施策1-2 教員の意識向上に向けた取り組みの充実

施策1-3 保護者向けの情報提供の充実

施策の柱2

「見守りあい」による消費者トラブルのない地域づくり

施策2-1 消費者トラブルに関する幅広い情報提供

施策2-2 見守りの担い手の養成及びその活動支援の充実

施策2-3 支援・相談体制の充実・強化

施策の柱3

「エシカル消費の推進」による持続可能な地域づくり

施策3-1 エシカル消費について学ぶ機会の確保

施策3-2 地域イベント等におけるエシカル消費の推進

施策3-3 事業所等におけるSDGsとエシカル消費の推進

計画の指標

活動指標	現状 (R6)	目標 (R12)
児童・生徒・学生向け出前講座の実施件数	2件	6件
児童・生徒・学生向け出前講座の受講者数	246人	600人
一般向け出前講座の実施件数	3件	6件
一般出前講座の受講者数	89人	120人
見守りメイト累計育成人数	150人	200人
見守サポーター累計養成人数	2,799人	4,600人
消費生活センターの認知度	—	60%
エシカル消費の認知度	—	30%

